

令和8年1月15日版
(Ver.1.2)

HPKI セカンド電子証明書による電子処方箋及び電子調剤記録に対する
電子署名サービス利用規約

(目的及び定義)

第1条 本規約は、一般財団法人医療情報システム開発センター（以下「MEDIS」といいます。）が運営する HPKI セカンド電子証明書による電子処方箋及び電子調剤記録に対する電子署名サービスを利用する場合に、必要な事項を定めるものです。

2 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

一 「本サービス」とは、「HPKI セカンド電子証明書による電子処方箋及び電子調剤記録に対する電子署名サービス」を指し、具体的には、保険医療機関及び保険薬局等を全国規模のネットワーク回線で結び、本人（医師、歯科医師、薬剤師を指す。）認証後、クラウド上に管理されている HPKI セカンド電子証明書を利用して電子処方箋及び電子調剤記録にクラウド上で電子署名を行うオンラインサービスをいう。

二 「本サービス利用者」とは、HPKI セカンド電子証明書を保有する医師、歯科医師、薬剤師のうち、本サービスを利用する保険医療機関及び保険薬局から本サービスの利用を許可されたものをいう。

三「クラウド」とは、インターネット上でサーバーやストレージ、ソフトウェアを提供するインフラのことをいう。本サービスもインターネット上において特定のソフトウェアを通じてサービスを提供するものである。

四 「業務委託先」とは、MEDIS から本サービスのシステム開発、運用、保守、利用料の請求収納代行等の業務の全部または一部の委託を受けた者をいいます。（現在の委託先：株式会社ファインデックス）

(適用)

第2条 本規約は、すべての本サービス利用者に適用されます。

2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本サービス利用上の遵守事項は、本規約の一部を構成するものとして前条の本サービス利用者に適用されるものとします。

(規約の遵守)

第3条 本サービス利用者は、本サービスの利用に際し事前に本規約を熟読のうえ、本規約に同意して本サービスを利用するものとします。

2 本サービスを利用する場合、本サービス利用者は、本規約を遵守する必要があります。

(本サービス利用者の認証)

第4条 本サービス利用者は、本サービスの利用に当たり、HPKI セカンド電子証明書を申

請することが前提となります。クラウド上の HPKI セカンド電子証明書を利用可能な本サービス利用者として、下の 3 つのいずれかの認証手法を行うことで認証が実施されクラウドからトークン取得後、本サービスへのアクセス権限が与えられます。その結果本サービスの利用が可能になります。

- ①HPKI カードと PIN コードによる認証
- ②マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号
- ③スマートフォン等のデバイスとそれに付随する生体情報による認証（FIDO 認証）

（運用制限）

第5条 MEDIS は、本サービスの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由により本サービスに障害又は遅延の生じたとき、その他理由のいかんを問わず、その裁量により、本サービス利用者への予告を行うことなく、本サービスの運用の停止、休止若しくは中断又は本サービスの利用制限を行うことがあります。

2 前項により、本サービス利用者が HPKI セカンド電子証明書による電子処方箋、電子調剤記録作成サービスを利用できない場合は、紙の処方箋と印鑑による処方箋発行対応を行うものとします。

（情報到達の責任分界点）

第6条 HPKI セカンド電子証明書による電子署名サービスから本サービス利用者への情報の到達に関する本サービス利用者のシステム上での責任範囲は、MEDIS が提供した HPKI セカンド電子証明書によるリモート署名ライブラリに正しくデータをセットし、送信メソッドをコールした時点をもって責任を果たしたものとなります。

2 HPKI セカンド電子証明書による電子署名サービスから本サービス利用者への情報の到達に関する MEDIS の責任範囲は、本サービス利用者が処方（調剤）した処方箋（調剤記録）の電子情報に HPKI セカンド電子証明書による署名を付与されたデータを受けとった時点をもって責任を果たしたものとなります。

（通信経路の責任分界点）

第7条 本サービス利用者の通信経路の責任範囲は、本サービス利用者の回線と MEDIS がクラウド上で準備した回線の接続地点から本サービス利用者までの回線の範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について本サービス利用者が責任を負い適切に対処するものとします。

2 MEDIS の通信経路の責任範囲は、本サービス利用者の回線と MEDIS がクラウド上で準備した回線の接続地点から MEDIS 側のクラウドにあるサービスまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処及び情報の管理について MEDIS が責任を負うものとします。

（本サービス利用者の責任）

第8条 本サービス利用者は、次の各号に掲げる事項に留意して利用しなくてはなりません。

一 本サービスの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本サービスが利用できなくなる場合があること

二 本サービスが不正に利用されることのないよう、MEDIS より提供されるクライアント証明書とそのパスワード、HPKI カード／PIN コード、マイナンバーカード／暗証番号、生体認証デバイス等、本システムを利用するためには必要なすべての機器を適切に管理すること

三 本サービス利用者は厚生労働省が定める最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の該当する事項の規定に従い、適切にシステムを利用する責任を有すること

(本サービス利用にあたっての利用料について)

第9条 本サービス利用者は、別紙に定める利用料及び支払い方法、支払い条件に従い、利用料を支払うこととします。当該利用料の支払いが無い場合、MEDIS は支払い条件に定める内容に従い本サービスの利用を停止できることとします。

(禁止事項)

第10条 本サービス利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

一 本サービスを電子処方箋、電子調剤記録の電子署名等目的以外の用途で使用すること

二 本サービスに対し、不正にアクセスを行うこと

三 本サービスの管理及び運営を妨げること

四 本サービスに対し、ウイルスに感染するおそれのある情報を送信すること

五 第8条第2号に掲げるクライアント証明書及びそのパスワードを第三者に使用させること並びに第三者への貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供すること

(本サービス利用の拒否)

第11条 MEDIS は、第10条(禁止事項)もしくは第17条(ハラスマントに関わる事項)に該当する行為、又は本サービスの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行った本サービス利用者に対して、その判断により、事前に通知することなく、本サービスの利用を拒否(状況の改善が認められるまでの間、利用開始後の停止および再申請の不許可を含みます。)することがあります。なお、本サービス利用者の利用する端末機器が、ウイルス感染又は不正侵入を受けた場合(疑いを含む。)についても同様とします。

(免責事項)

第12条 MEDIS 及び業務委託先(以下「MEDIS 等」といいます。)は、次に掲げる事項により生ずる本サービス利用者の損害については、その責任を負いません。

一 MEDIS 等に帰責事由がない場合、第8条第2号に規定するクライアント証明書及びそのパスワード、その他本サービス利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことによっ

て生じた損害

二 正当な本サービス利用者以外の第三者が、第4条に掲げる方法により、本サービス利用の認証を行い、その後受付された電子処方箋、電子調剤記録に対する電子署名を付与されたデータが発生したことで生じた損害

三 第5条第1項に掲げる運用制限により生じた損害

(変更)

第13条 MEDIS は、必要があると認めるとときは、その裁量により、本サービス利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更又は新たな条項の追加をすることがあります。

なお、本規約を変更した場合は、変更後の規約は、本サービスの適用開始前に WEB 上で通知または掲示するものとします。

2 前項による本規約に規定する条項の変更後に、本サービス利用者が本サービスの利用を継続したときは、本サービス利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(本サービスの利用時間)

第14条 本サービス利用者は、第5条第1項に規定する本サービスの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、原則24時間365日いつでも本サービスを利用して電子処方箋、電子調剤記録への電子署名を行うことができます。

(知的財産権)

第15条 MEDIS が、本サービス利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本規約及び本システムの操作手順書を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、MEDIS 又は当該権利を有する者に帰属します。

2 本サービス利用者は、本サービスの利用に際し、MEDIS が本サービス利用者に貸与、提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。

一 この規約に従って、本サービスを利用するためのみ使用すること

二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと

三 営利目的の有無に問らず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと

(個人情報の取り扱いについて)

第16条 個人情報の利用について

本サービスは、個人情報保護法に関する諸法令およびその他の規範を遵守し、次の各号の通り個人情報を取得いたします。

一 事業者の名称

一般財団法人医療情報システム開発センター

二 個人情報の管理者

一般財団法人医療情報システム開発センター

連絡先：本条九 個人情報に関するお問い合わせ窓口に記載のとおり。

三 利用目的

(1)「クライアント証明書の申請」のフォームにご入力いただく施設名、保険機関コード、代表者、担当者氏名、メールアドレス、住所、電話番号等の個人情報は、「本サービス」の業務を円滑にすすめるために実施するお問合せの回答および業務上の連絡事項伝達を目的として利用します。

(2)保険医療機関、保険薬局の実在確認を行います。実在確認が出来ない場合や、個人情報を正しくご記入いただけない場合は、クライアント証明書の申請が受理されない場合があります。

四 第三者提供

提出された個人情報は、事前にご本人の同意がある場合または下の(1)から(4)に該当する場合を除き、第三者に提供いたしません。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 個人情報の委託

本サービスは、取得した個人情報を、三.の利用目的の達成のために必要な範囲内で、本サービス運営の定める基準に基づき個人情報保護体制を整備している委託先を選定のうえ、当該個人情報の取り扱いを外部に委託します。なお、当該委託先との間で機密保持契約等の締結を行い、安全管理のために必要な措置を講じるとともに適切な監督を行います。（委託先：株式会社ファインデックス (<https://findex.co.jp/index.html>) 及び同社が本サービスの運営（決済代行業務を含む）のために再委託する事業者）

六 開示・訂正・削除等の問合せ及び請求

本サービスは、お問い合わせいただいた方が個人情報の所有者ご本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲内でお問い合わせ及びご請求に応じます。九.お問い合わせ窓口まで郵送にてご請求ください。

七 個人情報を与える事の任意性

個人情報のご提供は任意ですが、提供いただけない場合は上記に定める利用目的に記載さ

れている内容の対応が受けられなくなる場合がございます。

八 個人情報の提供について、同意のご確認

本サービスを利用開始することで本利用規約に同意したものとみなします。

九 個人情報に関するお問い合わせ窓口

一般財団法人医療情報システム開発センター 委託先

株式会社ファインデックス

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-2 東京サンケイビル 26F

長谷川 裕明 宛

(ハラスメントに関わる事項)

第17条 本サービス利用者は、MEDIS 役員または従業員と業務委託先の役員または従業員に対し、社会通念上相当な範囲を超える行為（本サービス利用者からの要求内容の妥当性に照らし合わせて、当該要求を実現するための手段・様態が社会通念上不相当なものという。）があったと MEDIS が判断した場合、何らの通知催告を要せず本サービスの利用を停止します。

2 前項に定める「社会通念上相当な範囲を超える行為」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 威迫・脅迫・威嚇・恐喝などの脅迫行為

二 暴言・侮辱・人格を否定する発言、SNS やインターネット上の誹謗中傷などの精神的な攻撃

三 暴行、傷害など身体的な攻撃

四 私的なことに過度に立ち入るなどのプライバシー侵害行為

五 不快にさせる性的な言動

六 本契約、その他の契約における乙の対応範囲を超えた不相当または過大な要求の強要

七 合理的理由のない謝罪要求や処罰の要求

八 その他前項の規定に該当する行為

3 MEDIS が、「社会通念上相当な範囲を超える行為」が悪質であると判断した場合、MEDIS は、判断した本サービス利用者に対し、民事上および刑事上の厳正な対処を行うものとします。

(準拠法及び管轄)

第18条 本規約には、日本国法が適用されるものとします。

2 本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約は令和7年4月1日から施行します。(初版制定)
2. 令和7年3月10日 改定
3. 令和8年1月15日 改定

別紙

利用料とその支払い方法、支払い条件に関する規定

1. 利用料について

- (ア) 年度は毎年4月から翌年3月までと定義します。
- (イ) (ア) に定義した年度の利用料をお支払い頂きます。
- (ウ) 利用料は、以下の区分により算定します。
 - ① 診療所、保険薬局：1万円/年（税込1万1千円/年）
 - ② 病床数 400床未満の病院：5万円/年（税込5万5千円/年）
 - ③ 病床数 400床以上の病院：10万円/年（税込11万円/年）
- (エ) (ウ) の区分判定に用いる病床数の基準日は、新規申込の場合は申込日とし、継続利用の場合は当該年度の4月1日とします。
- (オ) 継続利用にかかる利用料の請求は、請求案内時点においてMEDIS等が把握している病床数に基づき行います。利用料の支払時において、(エ)に定める基準日の病床数と請求金額の区分が異なる場合は、本サービス利用者は支払前に申し出るものとします。なお、当該申し出なく支払いが完了した場合、区分判定に同意したものとみなし、その後の返金等の対応は行いません。

2. 支払い方法について

- (ア) 下の4つの中から選択し、支払いを行ってください。ホームページ上に案内します。
[\(https://hp.hpkicardless-signature.net/\)](https://hp.hpkicardless-signature.net/) なお、収納業務の一部は、業務委託先が指定する収納代行業者（銀行、決済代行会社等）に委託する場合があります。本サービス利用者は、当該業者が定める方法に従って支払いを行うものとします。
 - ① 銀行口座からの自動引き落とし
 - ② 指定銀行口座に対する振込
 - ③ コンビニエンスストアでの支払い
 - ④ クレジットカードによる支払い
- (イ) 特記事項
 - ① 継続手続き（銀行口座からの自動引き落とし以外を選択された場合）
銀行口座からの自動引き落とし以外の方法を選択された場合、毎年、本サービス利用者が自ら支払方法の選択および支払手続きを行う必要があります。手続きの開始時期等の案内は本サービスWebサイト上への掲載をもって行い、個別の通知は原則として行いません。本サービス利用者は、Webサイトの案内を確認のうえ、所定の期間内に手続きを完了させてください。
 - ② 適用開始時期
銀行口座からの自動引き落としは、2025年度分から適用され、以降も自動的に継続されます。
 - ③ 手数料について

銀行口座からの自動引き落としをご利用の場合、手続きに必要な書類送付のための郵送費をご負担いただきます。

指定銀行口座への振込をご利用の場合、振込手数料をご負担ください。

コンビニエンスストアでの支払いおよびクレジットカードによる支払いについては、手数料は発生いたしません。

3. 支払状況と利用許諾について

(ア) お支払い頂いた年度の利用許諾を行います。

例) 2025 年度のお支払いの場合、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの利用許諾を行います。

(イ) 本規約への同意は本規約第 3 条及び第 16 条の定めに従い本サービスの利用開始をもってなされたものとみなしますが、本サービスの利用許諾（有効期限の更新）は、当該年度の利用料支払いの確認を条件とします。

4. 年度途中からの利用について

(ア) 年度途中における利用申請に対するお支払いも、1 年利用と同じ金額をお支払い頂きます。利用月数での案分は致しません。詳しくは 6. を参照ください。

5. 途中解約について

(ア) 年度のお支払いを頂いた場合、途中解約をしても残余期間の金額の返金は致しません。解約方法は別途本ホームページ上 (<https://hp.hptk-cardless-signature.net/>) に別途ご案内します。

6. 申込をしたが、お支払いを確認できなかった場合について

(ア) 2025 年 3 月末までお申し込みの場合には、2025 年 5 月末までに 1. (イ) の金額のお支払いをお願いします。この場合、2025 年 5 月末までのご入金を確認出来ない場合、2025 年 6 月中に支払いのご案内の書面を郵送させて頂きます。その上で 2025 年 7 月末までのお支払いが無い場合、2025 年 8 月 1 日からサービス利用が出来なくなります。

(イ) 2025 年 4 月以降 2026 年 1 月までにお申し込みをされた場合には、お申込み翌月末までのお支払いをお願いします。翌月末までのご入金を確認出来ない場合、翌々月の 1 日からサービス利用が出来なくなります。

例) 2026 年 1 月にお申込みをされた場合

2026 年 2 月末までのお支払いが確認出来ない場合には、2026 年 3 月 1 日からサービス利用が出来なくなります。

(ウ) お支払期限までのお支払いが難しい場合は、「クライアント証明書の申請および支払に対する問い合わせと FAQ について」の「お問い合わせフォーム」よりその旨ご連絡ください。猶予期間を設けさせていただきます。

(エ) 2026 年 2 月、3 月にお申込みをされた場合、利用可能時期が 4 月以降になる可能性を鑑みて 2026 年度からのお支払いをお願いします。

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) は 2025 年度のこと記載しておりますが、2026 年度以降

は、(ア)、(イ) (エ) を読み替えて適用します。

7. 申請情報の変更およびサービス停止後の再開手続き

(ア) 利用中の申請情報変更

本サービスの利用者は、申請情報（保険機関コード、連絡先等を含む）に変更が生じた場合、速やかに「クライアント証明書の申請および支払に対する問い合わせと FAQ について」の「お問い合わせフォーム」より変更申請を行うものとします。

(イ) 保険機関コード変更時の手続き

(ア) の変更申請のうち、保険機関コードに変更が生じた場合は、「クライアント証明書申請フォーム」より再申請を行うものとします。

(ウ) サービス停止後の再開手続き（再申請）

サービスの利用が停止された利用者が本サービスの利用を再開する場合、「クライアント証明書申請フォーム」より再申請を行うものとします。

(エ) 再発行手続きと支払い確認

①(イ)に基づく再申請について申請内容を確認後、速やかに新たな保険機関コードの再発行及びサービスの有効化を行います。(追加の利用料は発生しません。)

②(ウ)に基づく再申請に対して、利用料金の支払を確認した後に、新たな保険機関コードの再発行およびサービスの有効化を行います。お支払いの確認ができるまで、原則として再発行および有効化は行いません。

(オ) 支払方法の選択に関するご注意

(ウ)に基づく再申請において、銀行口座からの自動引き落としを選択された場合、金融機関の手続き上、初回引き落とし（入金確認）までに2~3ヶ月程度を要します。本規定に基づき、サービスの再開（有効化）は入金確認後となるため、その間は本サービスをご利用いただけません。早期のサービス再開をご希望の場合は、「銀行振込」「コンビニエンスストアでの支払い」「クレジットカードによる支払い」のいずれかを選択することを推奨します。

8. 請求書、領収書について

(ア) 請求書が必要な場合は、ホームページ (<https://hp.hptki-cardless-signature.net/>) の『クライアント証明書の申請とサービス利用料のお支払い』にて案内していますのでそちらよりダウンロードしてください。

(イ) 領収書が必要な場合は、お支払い手続きページに領収書発行希望の有無を指定する項目がありますので、そちらの案内を確認してください。領収書発行希望でお手続きを進めると入金確認後にメールにて領収書を通知いたします。

仕入税額控除には領収書を保管してください。

登録番号は T9500001003380（委託会社：株式会社ファインデックス）です。

9. 利用料の改定について

利用料の改定の必要性が発生した場合本規約を改定し、再度提示します。

提示した翌年度からの改定になります。

改定履歴

本規約の主な改定箇所は以下の通りです。

版数	日付	内容
Ver 1.0 (初版)	令和7年1月15日	初版制定（施行日：令和7年4月1日）
Ver 1.1	令和7年3月10日	【支払期限および事務手続きの変更】 ・別紙 第6項(ア)：2025年3月末までの申込分に対する支払期限を5月末に、サービス停止日を8月1日に延長 ・別紙 第6項(ウ)：支払困難時の相談窓口（お問い合わせフォーム）の設置 ・別紙 第8項：請求書のダウンロードおよび領収書発行希望の指定方法を新設
Ver 1.2	令和8年1月15日	【規定の明確化および詳細化】 ・第1条第2項第4号：「業務委託先」の定義を追加（現在の委託先是株式会社ファインデックス） ・第12条：免責事項の対象に「業務委託先」を追加 ・第11条：ハラスメント（第17条）等に対する利用拒否（停止・再申請不許可）規定の強化 ・別紙 第1項(エ)(オ)：病床数の基準日（新規：申込日、継続：4月1日）および区分判定のルールを明文化 ・別紙 第2項(イ)③：支払方法ごとの手数料負担（自動引き落としの郵送費等）を明確化 ・別紙 第7項：申請情報の変更、保険機関コード変更、およびサービス停止後の再開手続き（再申請）の詳細規定を追加 委託先（株式会社ファインデックス）の適格請求書発行事業者登録番号を追記